

## 津市監査委員告示第11号

平成22年10月29日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年12月22日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成22年12月27日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

## 記

### 第1 請求の受理

#### 1 受理年月日

住民監査請求書は、平成22年10月29日に受理した。

#### 2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

#### 3 請求の概要

住民監査請求書、住民監査請求書の補充説明書の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、平成22年11月11日に請求人の陳述の機会を設けたが、請求人は欠席した。

##### (1) 主張の要旨

津市立一身田小学校（以下「一身田小学校」という。）の校長は、一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）から平成21年6月19日に「地域と学校をつなぐフラワーロード委託料」として20万円を受領し、同年9月14日には、「凧製作費」として6万円を受領

している。

また、津市立一身田中学校（以下「一身田中学校」という。）は、一身田地区社協から平成21年6月19日に「フラワー大作戦代」として20万円を受領し、同年9月14日には、一身田中学校の校長が「凧製作費」として6万円を受領している。

しかしながら、一身田小学校及び一身田中学校は、その受領した現金について、市の公金として処理しておらず、このことは、法第210条に定める総計予算主義の原則に反する行為である。

中でも一身田中学校が凧製作費として受領した6万円の使途については、領収書等の文書が破棄されており、職員による横領など、その目的どおりに使用されていないことも考えられる。

## （2）求める措置の内容

監査委員は、一身田小学校及び一身田中学校の職員が総計予算主義の原則に反する行為を行わないよう、教育委員会等に対し、当該職員に指示することを勧告せよ。

また、一身田中学校の職員が受領した凧製作費6万円について、職員による横領の事実があったときは、当該職員にその相当額を返還させるよう、市長に対し、所要の措置を講じることを勧告せよ。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、請求人の主張を認めることができるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、津市教育委員会教育長（監査対象部局：教育委員会事務局学校教育課）に対し、書面による事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

## 第3 監査の結果

## 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

一身田小学校の職員は、一身田地区社協から平成21年6月19日にフラワーロード事業費として20万円を受領し、花の苗やプランターの購入費など総額で20万円の経費を支出しており、これによって、一身田小学校の3年生の児童及び教員を中心に花を栽培し、一身田小学校東門から東方向に延びる道路の両脇約15メートルにわたって花を植えたほか、50個程度のプランターに花を植え、これを卒業式に使用するなどの活動を行った。

また、一身田小学校の職員は、一身田地区社協から平成21年9月14日に凧製作費として6万円を受領し、凧製作用のキットの購入費など総額で6万円の経費を支出しており、これによって、一身田小学校の1年生の児童が凧作りをし、一身田地区社協が同年12月13日に開催した「一身田元気凧揚げ大会」（以下「凧揚げ大会」という）に児童と保護者約30組が参加した。

次に、一身田中学校の職員は、一身田地区社協から平成21年6月19日にフラワー大作戦事業費として20万円を受領し、花の苗や育苗用の連結ポットの購入費など総額で約15万円の経費を支出（収支差額約5万円は「次年度繰越金」として収支計算書に記載されていた。）しており、このことによって、一身田中学校の生徒会（生活委員会）を中心に花を栽培し、220個程度のプランターに花を植え、これを一身田地区内の8つの公共施設等に配付するなどの活動を行った。

また、一身田中学校の校長が一身田地区社協から6万円を受領したことについては、関係諸帳簿及び支払証憑が存在しないため、その用途は確認できなかったが、一身田中学校の生徒会の呼び掛けで、部活動を行う生徒のグループを中心に凧を作り、凧揚げ大会に30グループ（約120人）が参加した。

そして、一身田小学校及び一身田中学校の職員による、これらの収支に係る経理行為（以下「本件経理行為」という。）については、平成21年度津市一般会計等、市の会計の歳入歳出予算の執行としてなされたものではなかった。

## 2 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であると認めることはできないものと判断した。

したがって、請求人の主張については、監査の対象とすることはできない。

### 3 結論に至った理由

#### (1) 住民監査請求制度の趣旨及び目的について

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担（以下「財務会計行為」という。）等によって、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであると解するのが相当である。

そして、住民監査請求の対象となる財務会計行為は、地方公共団体の執行機関又は職員によるすべての行為が対象になるのではなく、公金の支出については、法令上、地方公共団体又はその執行機関の管理に属する現金及び有価証券を「公金」として、その支出行為に限られ、また、財産の取得等については、不動産等の公有財産、物品及び債権並びに基金を「財産」として、その取得、管理等の行為に限られるものと解するのが相当である。

さらに、契約の締結等については、地方公共団体に財産上の損害をもたらすような財務的処理を目的とする「契約」の締結等の行為に限られ、「債務その他の義務の負担」については、地方公共団体に財産的義務を生じさせるような行為に限られるものと解するのが相当である。

#### (2) 本件監査請求について

住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、本件監査請求について見ると、確認した事実の概要で示したように、本件経理行為は、一身田小学校及び一身田中学校の職員が市の会計とは別に管理する、いわゆる「私会計」によって、それぞれ処理しており、一部の領収書に公印を使用していたことや、その活動の実態にかんがみ、教科以外の教育活動の一環であったことを否定できないことから、私会計による処理に疑問がないわけではない。

しかしながら、その職員が一身田地区社協から受領し、管理していた現金は、法令上、市又は市長その他の執行機関の管理に属する現金とはいえ、市の「公金」に当たらないものであって、「財産」の取得でもない。

また、一身田地区社協との現金の受領に関する合意のほか、プランターの購入等の取引に関する行為について、その法律上の効果が市に及ぶものとはいえ、市に財産上の損害をもたらすような契約の締結又は債務その他の義務の負担に当たるとみなすことはできないのであって、本件経理行為が住民監査請求の対象となる財務会計行為に当たると解する余地はないものというべきである。

さらに、仮に本件経理行為が総計予算主義の原則に反するものとして、事実上、市の財務会計行為に当たるとしても、住民監査請求制度の趣旨は、違法又は不当な財務会計行為等によって、当該地方公共団体の財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与えたものであり、本件経理行為について、確認した事実の概要を見ると、市は、何ら財産上の損害を被っておらず、又は損害を被るおそれがあるとはいえないのである。

また、請求人は、一身田中学校の凧製作費に係る領収書等が破棄されていることを理由に職員による横領の疑念を呈するが、凧揚げ大会に多数の生徒が参加した事実がある中で、横領によって市が損害を被ったことの具体的な主張をしておらず、「住民監査請求書の補充説明書」において、「今回の場合は市に損害を与えたとは言えない」と記述していることから見ても、本件監査請求が市の財産上の損害を是正し、又は損害を被ることの防止を目的としたものでないことは明らかである。

以上のおり、本件監査請求は、住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、適法なものであると認めることはできないものと判断した。

以上